

第7回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月17日（月）13時30分～13時45分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 12人

工藤 優一	委員	山中 寛幸	推進委員
築館 昇	委員	境 祐二	推進委員
藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
原子 一行	委員	八木橋祐也	推進委員
浅利 力	委員		
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第16号	農地法第3条による許可申請について
議案第17号	農用地利用集積計画の決定について
議案第18号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 木田 昭人	次長 齋藤 孝嗣	主事 水木 雄士	主事 花岡 美来
専門員 藤田 哲子	専門員 福士 剛		

6. 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第7回大鰐町農業委員会総会を開催致します。開催にあたり高橋会長より挨拶申し上げます。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 引続き、会長より進行させていただきます。

議 長 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
5番の原子 一行委員と6番の浅利 力委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第18号の番号2、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、5月13日の現地調査へ申請者が立会いできなかったため、申請者へ説明を依頼していますので、議案第18号の番号2を先に審議したいと思います。

(農事組合法人おおわに担当者 入場)

担当者 農事組合法人おおわに事務局の柴田です。今回の申請について説明させていただきます。お手元にあります議案第18号参考資料②をご覧ください。今回の申請の目的が、農業用倉庫の建設ということで、申請者が農事組合法人 おおわに代表理事 渡邊昭雄、所在地が三ツ目内字富岡199-1と三ツ目内字富岡388-1の2筆計1,572㎡、地目が田となっております。
選定理由としては、当法人の組合員が主に水稻・大豆を作付けしており栽培箇所が申請地区に多く点在し、効率等を考慮した結果、当申請地への倉庫建設が最適であると判断したためです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第18号の番号2、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、現地調査を行った委員より報告をお願い致します。

築館委員 令和3年5月13日、私と境委員、事務局2名の計4名で現地調査を行いました。申請地周辺の農地や水路について確認しましたが、特に問題はないと判断しました。

議 長 議案第18号の番号2について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第18号の番号2については、異議なしということで回答致します。

(担当者 退出)

議 長 続きまして、議案第 18 号の番号 1、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、現地調査を行った委員より報告をお願い致します。

築館委員 住宅建設のための転用ということで、生活排水については三ツ目内水利組合より排水についての同意書が提出されており、特に問題はないと判断しました。

議 長 議案第 18 号の番号 1 について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 18 号の番号 1 については、異議なしということで回答致します。

続きまして議案第 16 号、農地法第 3 条による許可申請についてですが、番号 1 に八木橋委員についての議案がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により八木橋委員は一旦退出をお願いします。

(八木橋委員 退出)

議案第 16 号の番号 1 について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 16 号の番号 1 については許可することに致します。

(八木橋委員 入場)

議案第 16 号、番号 2 から番号 5 について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 16 号の番号 2 から番号 5 については原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第 17 号、農用地利用集積計画書の決定について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 17 号は原案のとおり決定することに致します。

続きまして、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第9号は原案のとおり受理致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。
以上をもちまして、第7回総会を閉会致します。